

福井県警察職員等旅費取扱規程

昭和30年 1月21日

福井県警察本部訓令第2号

改正

昭和32年10月1日本部訓令第19号 昭和35年4月15日本部訓令第22号 昭和37年3月1日本部訓令第1号
昭和42年3月17日本部訓令第2号 昭和44年2月15日本部訓令第4号 昭和49年3月22日本部訓令第1号
昭和51年3月31日本部訓令第3号 昭和54年7月17日本部訓令第12号 昭和60年12月27日本部訓令第12号
平成2年9月29日本部訓令第8号 平成3年3月1日本部訓令第4号 平成9年3月17日本部訓令第5号
平成10年3月30日本部訓令第10号 平成18年3月30日本部訓令第28号 平成19年3月30日本部訓令第21号
令和元年12月12日本部訓令第34号

福井県警察職員等旅費取扱規程を次のように定める。

福井県警察職員等旅費取扱規程

(目的)

第1条 福井県警察に属する警察職員（以下「職員」という。）及び職員以外の者に県費をもって支給する旅費に関し、福井県一般職の職員等の旅費に関する条例（昭和25年福井県条例第46号。以下「条例」という。）の規定により、警察本部長が人事委員会と協議して定める事項その他旅費の取扱いについては、別に定めるものを除くほか、この規定に定めるところによる。

(行政職給料表の職務の級の職務に相当する職務)

第2条 条例第2条第2項の規定による福井県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和29年福井県条例第24号）第3条第1項第1号に規定する行政職給料表の例によらない警察官たる職員の行政職給料表の職務の級に相当する職務の級は、別表第1に掲げるとおりとする。

(日額旅費)

第3条 条例第29条の規定による日額旅費の支給を受ける職員の範囲は、警備艇に乗船し船務に従事することを本務とする職員及び警察用務のため乗船を命ぜられた職員とする。

2 前項に規定する職員の日額旅費の額及び支給条件は、別表第2のとおりとする。

(旅費の調整)

第4条 職員が次の各号の用務で旅行する場合の船賃については、条例第38条第1項の規定により旅費を調整し、下級の船賃を支給する。

(1) 被疑者又は被送還者を護送するため同行し旅行する場合

(2) 警備、訓練又は災害その他非常事態鎮圧のため部隊として旅行する場合

(その他)

第5条 前各条に規定するものを除くほか、職員及び職員以外の者に対して支給する旅費

の取扱いについては、知事の事務部局等の職員等の旅費取扱規程（平成10年福井県訓令第1号）の例による。

附 則

この規程は、第8条の規程を除き、昭和29年7月1日以後に出発する旅行から適用する。

附 則（昭和32年10月1日福井県警察本部訓令第19号）

この規程は、昭和32年8月10日以降に出発する旅行から適用する。

附 則（昭和42年3月17日福井県警察本部訓令第2号）

この訓令は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則（昭和44年2月15日福井県警察本部訓令第4号）

この訓令は、昭和44年1月7日以後に出発する旅行から適用する。

附 則（昭和49年3月22日福井県警察本部訓令第1号）

この訓令は、昭和49年4月1日から施行し、第5条、第6条および別表第1の改正規定は、昭和49年1月1日以後に出発する旅行から適用する。

附 則（昭和51年3月30日福井県警察本部訓令第3号）

この訓令は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年7月17日福井県警察本部訓令第12号）

この訓令は、昭和54年7月20日から施行する。

附 則（昭和60年12月27日福井県警察本部訓令第12号）

この訓令は、条例公布の日（昭和60年12月27日）から施行する。

附 則（平成2年9月29日福井県警察本部訓令第8号）

この訓令は、平成2年10月1日から施行する。

附 則（平成3年3月1日福井県警察本部訓令第4号）

この訓令は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月17日福井県警察本部訓令第5号）

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月30日福井県警察本部訓令第10号）

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月30日福井県警察本部訓令第28号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日福井県警察本部訓令第21号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月12日福井県警察本部訓令第34号）

この訓令は、令和2年1月1日以後に出発する旅行から適用し、同日以前に出発した旅行については、なお従前の例による。

別表第1（第2条関係）

行政職給料表の職務の級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	
行政職給料表の職務の級に相当する警察職給料表の職務の級		9級 8級	7級		6級	5級	4級	3級	2級	1級

別表第2（第3条第2項関係）

航海日当	590円
食卓料	1,380円

備考

- 1 船員以外の職員であって、警察用務に従事するため乗船を命ぜられたものには第3条第1項の職員を準用する。
- 2 航海日当は、出港の日から入港の日までこの表により支給する。
- 3 食卓料は、航海2日以上にわたる場合において、実際に下船した日までこの表により支給する。ただし、必要がある場合には、この表の定額の範囲内において現物をもって支給することができる。